

令和7年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業に関する Q&A

本事業について

Q1

対象になる事業所を教えてください。

A1

都内にある民間の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）が対象です。

ただし、地方公共団体が設置する事業所、指定管理者が管理する事業所及び共生型障害サービスの事業所は対象外となります。

Q2

申請対象者を教えてください。

A2

令和7年度は**A1**の事業所の職員のうち、以下の国家資格受験者が対象です。

公認心理師国家資格は**第9回**試験受験者

社会福祉士国家資格・介護福祉士国家資格は**第38回**試験受験者

精神保健福祉士国家資格は**第28回**試験受験者

申請について

Q3

法人から職員への支出は、可否結果が出てから行っており、年度を越してから支出を予定しています。

この場合、助成金を申請できますか。

（例）介護福祉士の合格発表が、3月24日なので職員への支出が次年度の4月になってしまった。

A3

法人から職員への支出は、職員が受験した年度内（令和8年3月31日まで）でなければ対象にはならないため助成金は申請できません。

（例）介護福祉士受験者の領収書が令和7年度内であっても法人から受験者への支出が、令和8年4月（令和8年度）の場合は、助成対象にはなりません。

Q4

試験に合格した場合のみ法人から対象者に支出予定であるため、交付申請の段階で支出するか不明な場合には申請できますか。

A4

可否結果が出た後、補助対象期間内（令和8年3月31日まで）に支出ができるのであれば、申請できます。交付申請では、支出予定として記入し提出してください。

Q5 来年度受験予定の職員が購入している参考図書等を法人としても支援しています。 この場合、申請できますか。	A5 申請できません。 <u>今年度受験する職員が対象となるので、法人が支援したとしても対象にはなりません。</u>
Q6 <u>1事業所1名の申請となっていますが、サービス種別が異なる場合、それぞれで申請できますか。</u>	A6 申請できます。 <u>同一所在地での複数の障害福祉サービスを提供している場合、サービス種別ごとに申請可能です。</u> <u>対象者が、複数のサービスに従事していても1サービスのみの申請をしてください。</u> <u>(例) 申請の事業所で、居宅介護と自立訓練のそれぞれの職員は、サービス種別が違うので申請可能です。</u>
Q7 職員が支出した費用は10万円を超えていますが、このような場合でも助成対象額は、10万円まででしょうか。	A7 助成対象額の上限は10万円です。 助成額は、助成対象額10万円の1/2の上限5万円です。
Q8 法人が「5年以内に退職した場合返金が必要」という条件付き助成(交付)で職員に受験料等を助成していますが、申請は可能ですか。	A8 条件付きや貸付での支給は助成対象にはなりません。
対象資格について	
Q9 職員が同時受験(例：社会と精神の2つを受験)をする場合、複数の申請をしてもよいですか。	A9 申請できません。 4資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師)のうち、いずれか1資格を選択してください。 なお、兼務による複数所属があった場合でも1人につき1申請までとなります。 また、対象者の申請した資格を交付申請後に変更は、できません。

対象経費について

Q10 銀行引落として領収書が手元になり。 何を提出したらよいでしょうか。	A10 引き落としの日付と金額が確認できる資料とそれに関連する案内通知文やパンフレット等で内容、金額の確認できる書類のコピーの両方を提出してください。
Q11 講習会の受講開始が4月で受講前の支払いが必要であったため、受講料の支払いが前年度でした。 この場合は、助成対象となりますか。	A11 ・法人が助成対象期間外に支払いをした場合は<u>助成対象となりません。</u> ・対象者個人が前年度に支払をし、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日</u>の対象期間内に法人がその個人に助成した場合、<u>助成対象となります。</u>
Q12 PC サイトより対策講座などの受講を申し、クレジットカードで支払いをした。 ・領収書が無く、代わりに『ご利用代金請求明細書』を提出したいのですが、他に必要な書類はありますか。 また、ポイントが付与されたのですが、どう処理をしたら良いでしょうか？	A12 ・『ご利用代金請求明細書』の他に、『受講証』や『修了証書』など受験した講座の内容及び受講料等が分かる書類のコピーを、提出してください。 - また、<u>クレジット払いにより付与されたポイントは助成対象から控除する必要があります。各種ポイント相当額を確認するため、ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や1ポイント当たりの換金率が記載されているカード会社等の根拠資料を提出してください。</u>
Q13 次の経費は助成対象になりますか。 ・受験料の<u>振込手数料</u> ・受験申込書類の<u>郵送料</u> ・受験用写真等確認票に添付する<u>写真代</u> ・講習会参加の際の<u>交通費</u> ・合格後の免許登録税や<u>登録手数料</u>	A13 いずれの経費も<u>助成対象とはなりません。</u> その他の経費で不明な点がありましたら、事前にお問合わせください。

Q14 「介護職員初任者研修」は助成対象になりますか。	A14 介護福祉士の資格条件ではないため <u>助成対象にはなりません。</u> 「実務者研修」は、資格条件なので、助成対象になります。
Q15 資格取得を目標とする教育訓練、養成学校等への入学金は、助成対象となりますか。	A15 <u>助成対象になります。</u>
対象者について	
Q16 交付申請締切後に申請者を別の職員に変更できますか。	A16 変更できません。
Q17 非常勤・アルバイトは、申請できますか。	A17 直接雇用している職員であれば、申請できます。
Q18 地方公共団体が指定する施設の職員は申請できますか。	A18 申請できません。
Q19 施設長などの管理者も申請できますか。	A19 申請できます。
Q20 交付申請後、同じ法人内で異動となりました。どんな手続きが必要ですか。	A20 実績報告の際に助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）備考欄に交付申請時の所属事業所名を記入してください。

申請様式について

Q21 支払額等確認書（別記様式第1号－3・対象者別）は、交付申請締切日までに、必ず提出しなくてははいけませんか。	A21 交付申請書提出締切日までに購入（支払）済の対象経費の領収書を添付してください。 ＊交付申請書提出の締切り後発生した経費の領収書は、実績報告時に領収書類提出様式（別記様式第2号－3・対象者別）に貼付して提出してください。
Q22 資格受験手数料を支払った後に「受験手数料領収書」をなくしてしまいました。助成金の申請はできますか。	A22 申請できます。 支払額等確認書（別記様式第1号－3・対象者別）の「紛失」の項目にレ点を記入し、実績報告の際に「<u>受験票のコピー</u>」を提出してください。
Q23 法人が当初より対象経費の負担をした場合（対象者個人が支払いをしていない）、支払証明書（別記様式第1号－4）等の記入は、どうしたらよいですか。	A23 ・領収書の宛名が法人名の場合は、該当の対象経費についての支払証明書（別記様式第1号－4）の提出は不要です。 ・領収書の宛名が個人で、法人が直接振込をした場合は、該当の対象経費についての、支払証明書（別記様式第1号－4）の提出は不要です。 領収書類の余白に「法人直接払い」と明記し、支払額等確認書（別記様式第1号－3・対象者別）に添付し、提出してください。
Q24 対象者が払込し（立替え）今後法人が精算する予定ですが、支払証明書（別記様式第1号－4）の「法人支払日」には、支払予定日を記入し提出すればよいですか。	A24 支払証明書（別記様式第1号－4）は支払いを済ませたことを証明する書式となります。 支払の済んでいないものは支払確定後に実績報告の際に支払証明書（別記様式第2号－4）を作成いただき、提出してください。
Q25 事業所ごとに支払金口座振替依頼書（別記様式第1号－5）を提出し、助成金を受取ることができますか。	A25 事業所ごとに助成金を受取ることはできません。申請する法人で1枚支払金口座振替依頼書（別記様式第1号－5）を作成し提出してください。

Q26 受領委任書（別記様式第1号－6） はどういう時に必要になりますか。	A26 法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先としたい場合に提出が必要です。但し、同一法人内の口座であることが前提で、この場合でも振込先は1法人1口座です。
交付予定額について	
Q27 交付予定額とは何ですか。	A27 提出いただいた申請書を審査した後、令和8年1月頃送付する交付予定額通知に記載された金額です。
Q28 交付予定額決定通知に記載されている「 交付決定番号 」とは何に使用しますか。	A28 実績報告の際に使用します。助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号②）に記入していただく番号です。
実績報告・請求について	
Q29 介護福祉士試験を受験し、2パート合格したが、1パートは、不合格となりました。図書代、講座代等経費は、申請できますか。	A29 不合格と同様の扱いとなります。 受験手数料のみ助成対象です。
Q30 4月の実績報告で、交付予定額を超えて請求することは可能ですか。	A30 いかなる理由であっても、 <u>交付予定額を超えての請求はできません。</u>
Q31 交付申請時に領収書類を提出したのですが、実績報告時にも提出しますか。	A31 交付申請時に提出した領収書は、実績報告時に提出不要です。

Q32 申請した対象者が退職してしまいました。どうすればよいですか。	A32 法人がその退職者への支払いをしており、合格証の提出や支払証明書の対象者からの受領印を法人が受領できるのであれば、助成対象となります。 法人がその退職者に支払いをしていない場合、申請時であれば、助成金交付申請の取下げについて（別記様式第1号－7）記載し、実績報告時あれば助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）に対象者名・事業所名・受験結果を記入し助成金請求額は0円とし、備考欄に理由を記載して提出してください。
Q33 対象者が退職したため、試験の合否が分かりません。どのようにしたらよいですか。	A33 合否が不明の場合は、不合格と同様の取り扱いとなり、法人が対象者に対し助成している場合でも、受験手数料のみが対象経費となります。助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）の備考欄に「合否不明」と記入してください。
Q34 交付申請の際に提出した助成金交付申請内訳書（別記様式第1号－2・対象者別）1『事業計画及び経費見込内訳』の事業計画内訳は変更可能ですか。	A34 助成額の範囲内で内訳の変更は可能です。 ただし、助成額の上限はすでに通知している交付予定額です。
Q35 交付申請時に提出した支払金口座振替依頼書（別記様式第1号－5）の口座名義に変更がありました。 どのような手続きをすればよいですか。	A35 実績報告の際に、支払金口座振替依頼変更届（別記様式第2号－5）を記入し、新しい通帳のコピーを添付し提出してください。
Q36 不合格の場合、どうしたらよいですか。	A36 ・法人が対象経費を支出する場合、受験手数料のみ助成対象です。 助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）及び助成金実績報告書兼請求内訳書（別記様式第2号－2）を作成し提出してください。 ・法人が対象経費を支出しない場合、助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）の「法人助成金請求額内訳」欄に0円とその理由を備考に記入し、提出してください。

Q37 不合格の場合、次年度も申請することは可能ですか。	A37 申請可能です。
合格証について	
Q38 合格証の取扱いについて教えてください。	A38 合格証は原本ではなくコピーをお送りください。 登録証の送付は不要です。
Q39 合格証の提出が間に合いません。どうしたらよいですか。	A39 <u>『受験票』のコピーと、試験センターホームページの合格者発表に載っている該当の受験番号のコピー</u> を『合格証』の代わりに提出してください。その後『合格証』が届き次第、早急に当財団まで郵送してください。
その他	
Q40 様式に誤って記入した場合、修正テープを使用してもいいですか。	A40 修正テープは使用せず、作成し直すか、 <u>法人印での訂正印</u> を押印のうえ記入し直して提出してください。
Q41 「教育訓練給付金」を受ける予定です。この場合、助成対象となりますか。	A41 資格取得のための経費（入学金、受講料、図書費用等）から給付金を差し引いた残りの金額については、 <u>助成対象となります。</u> 給付額が未定の場合、予定を考慮して交付申請してください。実績報告時に、 <u>受けた給付額の明細を添付してください。</u>
Q42 申請後、姓が変更になりました。届出は必要ですか。	A42 実績報告時、助成金実績報告書兼請求書（別記様式第2号）の対象者名に新しい名を記入いただき、備考欄に旧姓を記していただき、変更が確認できる証明（コピー）を添付してください。（例）免許証のコピー

Q43 現任介護職員資格取得支援事業（以下、「現任介護」という。）と現任障害福祉サービス等職員資格取得事業（以下「現任障害」という。）の違いを教えてください。	A43 現任介護は、「都内に在住する<u>介護サービスを提供する事業所</u>」を対象としているのに対して、現任障害は「都内に所在する<u>障害福祉サービス等を提供する民間の事業所及び都外施設</u>」が対象です。 1. 同じ事業所でも同一人物でなければ現任介護と現任障害と合わせて申請できます。 2. 対象国家資格試験は現任介護が「<u>介護福祉士国家資格試験</u>」のみに対して、現任障害は「<u>介護</u>」だけでなく「<u>社会</u>」「<u>精神</u>」「<u>心理師</u>」も対象となります。 <u>窓口、担当者及び提出書類も異なるため申請の際には注意してください。</u>
Q44 現任介護で申請をしている事業所が現任障害を申請することは可能ですか。	A44 申請できます。 詳細はA43を参考にしてください。